

大阪地方裁判所委員会（第24回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

11月21日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成23年11月21日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）稲田和也，栄藤利之，岡田忠克，木村岐代子，谷口美樹子，戸部義人，野原隆司，松田岳士，山田一信，森恵一，中田和範，横田信之，吉野孝義（敬称略）

（説明者）中本敏嗣，田和由一

（事務担当者）小久保孝雄，巽信裕，大倉輝明，西山実

（庶務）濱口晃伸，松田桂子，野木真智

4 配布資料

「裁判所における情報発信の在り方について」PP資料，各種リーフレットほか

5 議題

裁判所における情報発信の在り方について

6 議事

（委員長： 委員（法曹関係者）： 委員（学識経験者）： 説明者，事務担当者及び庶務： ）

(1) 所長のあいさつ

(2) 手続事項の決定

ア 委員長代理の氏名

地方裁判所委員会規則第6条2項の規定に基づき，吉野委員長は，山田一信委員（学識経験者委員）を委員長代理に指名した。

イ 委員会の運営に関する事項の確認

議事の手続，その他委員会の運営に関し必要な事項について，別紙「確認事項」を配布し，委員の了承を得た。

(3) ア テーマ説明

イ 意見交換



：裁判所では情報発信を様々な形でされているのはよく分かるが，たとえば3年に1回やれば十分というものではない。医者は市民公開講座とか結構実施しており，これは外部との良いふれあいの機会になり 非常に有用だと考えている。果たして，民事手続説明会は年に1回で

十分なのか。

：公開講座はかなりの頻度で行うのか。

：学会ごとに必ず行っている。民事手続説明会をいろんな形でいろんな場所で行えば，必ずしも大阪地裁だけの負担にはならない。大阪地裁だけで4回は厳しいかもしれないが，何らかの形で春夏秋冬に1回ずつとか，回数を増やせないかという印象は持つ。

：民事手続説明会は平成14年に始まり，年に1回行っている。今年は知的財産権部が担当したが，その前は簡裁の調停，医事部，労働部など複数の部署が担当している。

- : 弁護士会は、「法の日」週間記念行事として複数の箇所です無料法律相談を開催している。行事などの頻度は、相談者等との距離感と関係があるかもしれない。一般の国民は、弁護士、司法書士、建築士など士業の方々など、より身近で距離の近い方に相談ないしアクセスしやすい気がする。必ずしも裁判所の「法の日」記念行事が少ないとは思わないが、より機会を多くすれば国民と裁判所との距離を短くするのに役立つかもしれないという意見であれば賛成である。
- : 医者なら、風邪を引けば行って話をできる。裁判所は、悪いことをすれば話せるというものでもない。ふれあいは大事である。先ほどの意見に賛同する。
- : 裁判所の出張講義について、学会や弁護士会でも法教育の関係で講義をしていると思うが、弁護士会との横の連携はどういう状況か。
- : 数年前の司法制度改革審議会で、法教育が大切だということで、法務省内に土井真一京都大学教授を座長とする法教育のための研究会が立ち上げられた。その研究会を中心に活動が全国に広がる中で、大阪府にも研究会ができて、大阪地方裁判所、大阪弁護士会、大阪地方検察庁も入り、一定の横のつながりをもって法教育をしていこうと活動を始めた。今は組織ごとに独自で活動することが多いが、そうした研究会が立ち上げられ活動した経緯はある。
- : そういった枠組みを利用すると、出張講義等の実施回数を増やせて、各組織の負担も軽くなるかもしれないと思ったまでである。
- : 弁護士会にも法教育委員会があって、弁護士会内の他の委員会や教育関係の機関と連携して、要望があった場合には弁護士を派遣している。委員長も述べたように、法教育の重要性は司法制度改革の中で取り上げられており、学生は将来この国を担う人たちである。弁護士会としては消費者生活トラブルにまきこまれないように気をつけるべき事柄や、刑事事件の弁護人は何をやるかなど、身近な問題を取り上げようとしている。弁護士会内では、講義を行う弁護士を登録しており、同じ弁護士が何度も派遣されたり、待機していても声がかからないとかいうこと

もあるが、弁護士会としてこの分野に積極的に取り組もうとしている。

: 大阪地方検察庁としては、「草の根広報活動」をテーマにしており、裁判員制度の広報を中心としながら検察庁も理解していただこうと考えている。大阪府の教育委員会と連携して、小学校・中学校・高校と出前講義の要望があれば、検察官あるいは検察事務官が講義に出向くという活動をしている。

: ここ2、3年は実施していないと思うが、数年前に、大阪府の教育委員会が重点校と指定した大阪府下の数校の中学校で法曹三者による法教育のための模擬裁判を行ったこともある。消費者の立場から裁判所の情報発信についてどう思われるか。

: 一般の消費者は、裁判所からの書面を目にすることはない。そのため目茶苦茶な内容の架空請求であっても、裁判所から来た書面だと思って、あわてて業者に電話して個人情報を流出させてしまうということがある。刑事事件と民事事件の手続きの違いさえ分からず、訴えるぞとか差し押さえるぞとか言われるとそれだけで真っ青になる一般の市民に対して最低限の情報を発信して、啓発運動をしていただけたらと思う。

: これまで裁判所は判断機関として中立性公平性ということで、積極的なPR的なことからは一歩退いていたが、現在では一歩前へ踏み出ることが要求されていると思われる。どういう面で、裁判所は前に出るべきと思われるのか。

: 裁判所から書類が来た消費者に、裁判所に電話したらどうかと尋ねると、電話したが「うちは手続の説明はできるが、法律判断はできない。」と断られて困った例があるようである。弁護士会や司法書士会に相談したらどうですかとか、裁判所のほうから連絡先を紹介するだけでも違うと思う。

: 大抵は書記官が対応することになると思うが、書記官としては質問の内容を聞いて、どこそこに相談されたらどうですかとは言いづらい。裁判所は裁判をしたり、手続を案内するところであって、法律相談を行う窓口ではない。もっとも、今は

法テラスという窓口が広い機関もできたので、そういったところを紹介することが多いと思う。

: 裁判所は、利用手続の紹介や、広く一般に対して司法や裁判に関する情報を周知する役割があるが、後者が課題のように思う。いろいろな小・中学校や高校に出前講義をしているということであるが、私自身は、日本に最高裁判所が1つあって、高等裁判所が8つあってといったぐらいの教育しか学校で受けていない。文部科学省の範囲かもしれないが、広く知らせるためには、学校教育に入り込み、例えば教える側である学校の先生方にターゲットをしぼった1枚見開きぐらいの資料やDVD教材を作れば先生方の理解も違うのではないか。本日配布していただいたDVD「裁判員」は69分で、50分の授業には使えない。若者向けの20分とか25分ぐらいのDVDがあれば、授業の半分ぐらいで使える。既にされているかもしれないが、学校の先生向けの研修をすると授業の内容の幅がふくらむと思う。

: 大学1年生に一般教養の科目で教えても、よほど工夫しないと興味を示してくれない。興味をひくためには、法廷傍聴に連れて行くのがよい。一般教育の観点からは、社会見学をしたほうがよいと思うが、裁判所の役割は団体の傍聴の申し出があったときに受動的に受け入れるだけでよいのか、教育現場と裁判所の連携・役割分担が難しい。

また、一般の人は、裁判所や法律のシステムを利用しないといけないときに初めて、真剣に制度を知りたがる。それらの人々が知識がないために無駄に遠回りすることがないような情報提供のあり方が問われており、裁判所だけでなく、弁護士会や消費者センターとの連携を考えないといけないと思う。

: 年間8000人を超える団体傍聴は、かなりの部分が中学生や高校生である。修学旅行の自由行動で大阪地裁に来たというような数人のグループもあり、裁判所としては歓迎すべきことと考えている。学校の先生に対する研修としては、かな

り前から毎年夏に大阪府や大阪市の社会科教員に対する法律的な研修を行い、実際に裁判傍聴をしていただいている。

：団体傍聴を受け入れた際、閉廷後に時間があれば説明をすることもあるが、中学生や高校生からかなり質問が出る。法廷傍聴は、彼らにとってインパクトが大きくとても有効だと感じている。

：弁護士会でも毎月定例で第3水曜日の半日、裁判傍聴を実施している。昨年は、25団体708名が参加した。弁護士が傍聴前に刑事事件の概要を説明し、傍聴後は簡単な質問を受けるといった内容である。

：前回初めて傍聴して驚いたのが、この建物の入口に警備員がいるものの、何のチェックもなく、法廷に入れる点である。セキュリティの心配はないのか。誰でも自由に傍聴に来ることができることを、団体はともかく、ほとんどの方は知らないのではないか。裁判所のウェブサイトを見ても、裁判所は敷居が高く、本当にいつ行っても自由に傍聴できるのか疑問だった。

：裁判所のウェブサイトを見ると、傍聴券を配布する事件以外は自由に傍聴できると書いてある。ただ、刑事裁判傍聴バーチャルツアーのページを見ても説明が堅い。傍聴についての案内もそうした堅い表現にまぎれていて、自由に見に行けるという印象を持ちにくいのではないか。

：知っていれば、学生や個人のサークルで裁判所に行こうかという話にもなるかもしれない。おそらく一般の方々には知らないのではないか。

：裁判は公開されているので、団体でも予約なく自由に傍聴できるし、建物に入る際も、ほぼフリーパスである。東京地裁では、オウム事件のときに空港に設置されているような金属探知機を使用したことがある。大阪地裁でも厳格な警備を要する事件があれば使用する態勢をとることはできるが、日常は使用していない。

：裁判の審理内容として、人格にかかわるような個人的な事項まで明らかになっている。裁判員であれば制限があるものの、何のしほりもない一般傍聴の人が個人

的なことを聞いてしまうことは、少しショックだった。

: ごく一部を除いて、裁判は公開しなければならないというのは憲法上の要請である。個人的な秘密が暴露されているのは間違いないが、傍聴された方の良識に委ねることになる。

: 裁判所ウェブサイトのアクセス数はどのようなものか。

: サーバーへの中継器のようなものを利用している関係で、技術的に正確に把握できず、公表されていない。

: 裁判所のウェブサイトなので掲載手続は厳格であろうが、情報発信という立場からすると、地裁のウェブサイトはもっとユーザー・フレンドリーというか、望む情報へ到達しやすい工夫があってもいいと思われる。対象者は、今及び将来想定される裁判手続利用者と、一般国民に分けられると思う。前者は目的がはっきりしているのでやりやすいと思うが、後者をどう工夫するかが課題である。大学のウェブサイトのように両者の入り口を分けるなどして、もっと漠然とした裁判所の活動自体など、一般国民が納税者として欲しがらる情報を抽出しやすくすることが考えられる。そうすれば一般の方々ももっと裁判所に親しみを覚えるのではないか。

: 企業では誰に特定の商品を提供するのかを常に考えており、ターゲット論がいつも問題になる。まずは裁判所に問い合わせた人を一番大事にして、その方に懇切丁寧に答えるのが筋である。それともう一点は、物を一般のお客様に無料にするところがない。博物館を無料にすると、子どもたちが汚してしまうが、大事なお小遣いから100円でもとると、丁寧に扱ったということがある。本日配布されたDVDも、無料ではなく有料にしてみたら、関心の度合いも変わるのではないか。

: 出張講義は、裁判官だけではなく、学校の先生や法務担当の会社員など民間の方と一緒に行くことはできないか。裁判官だけで来ても塀が高いように思う。

- : 訴状などの裁判書類は、連絡先として書記官の電話番号が書いてあり、そこに電話すれば答えてもらえる。しかし、裁判所から来ているのかどうか分からない書類は特定の連絡先が書いてないので、裁判所に電話すると「知りません」と言われる。企業であれば、どこの部署に関連するか分からない電話を受ける部署があって、振り分けや、一次的な回答をする。裁判所でも、そのような話が来たときにどう対応するかを体制側として準備しなければならない。それは裁判のものではないですよとか、判断先を紹介する部署があってもよいと思う。
- : 一般の人は、連絡先として書記官の名前が書いてあっても、書いてある内容が難しく理解できないため、心配になる人が多い。裁判所の書類ではないが、訴訟にすることを脅しとする架空請求の場合はなおさらである。裁判所内でイレギュラーな案件を受けて、弁護士会や法テラスなどいくつかの紹介先を持つ部署があると、もう少し裁判所の敷居が低くなると思う。
- : 本日もうかがった裁判所の情報発信手段のうち、そもそもウェブサイトにアクセスするのは法務関係者や、若い法律を勉強する方など非常に限られた方々だと思う。日頃パソコンを触ったことがない高齢の方がアクセスすることはほとんどない。裁判所庁舎内での情報発信となると、裁判所はこわい場所というイメージがあるので、なかなか接触しない。出前講義は学生対象で、一定年齢以上は、裁判所との接点がほとんどないままいろいろな書類がくることになる。実際、私が競売の現場へ行った際、まったく状況を飲みこめない債務者・所有者の方々がけっこういて、執行官にいろいろと状況や見通しを聞いたりしている。学校に対する法教育も大事だが、そのような経験をせずに来た比較的高齢の方に、地域社会、老人大学といった組織団体に出張講義・模擬裁判といった形で、裁判官あるいは人好きで法律の話ができる職員を派遣したらいいのではないかと。別の点では、裁判所ウェブサイトには支払督促の申立手続がオンラインでできると書いてあったと思うが、実際にどの程度利用されているのか。税理士会の電子申告もそうだ

が、普及すればいろいろなコストが削減されるものの、なかなか普及に至らないようである。

: パソコンやインターネットも扱わない、扱えない、いわゆる情報弱者の方々への情報提供は常に裁判所の課題である。様々な手段を取っているが、まだ十分でないことは理解している。

: 破産や執行手続について、現時点で手続のどの段階にあるのかは何かで分かるのか。中小企業の関係者からすると、破産の通知が来た後、その後の状況が分からず、決算のときなどに知りたくなる。

: 個別の事件一般についてインターネットで進行状況を確認することはできない。破産だと、破産管財人に確認していただく仕組みである。

: 不動産競売物件情報サイト（BIT）に関して言えば、昨年の最高裁統計によると、アクセス数は月に100万件（全国）、現況調査報告書・評価書・物件明細書のダウンロードは月に150万件（全国）に及んでいる。各庁平均1件あたり100～650回利用されていることになる。

: 出前講座などの広報活動をするとき、根本的に何を伝えたいと思っているのかが大事となっている。裁判制度や使い方の情報はあっても、裁判所として一般国民に対して、何を伝えたいのか根本精神が見えてこない。

: 裁判所からの情報発信が重要視されるに至ったのは、実はそう古くはない。裁判所は、判断機関で、公平・中立でなければならないということで、当事者からの情報を受ける立場である、裁判所が情報を出すと訴訟に関わる国民に予断を持たれるとさえ考えられていた。しかし、司法制度改革を経て、もっと利用しやすく、国民に分かりやすい裁判が求められるようになった。特に、国民に直接参加していただく裁判員裁判を始めることになって、国民に裁判を理解してもらうために、裁判所も検察庁や弁護士会とともに一生懸命広報活動をしてきた。現在は、裁判員制度も施行されて、少しそれ以外の広報活動を何か考えることができない

かと、まだまだ模索しているところである。

- :先ほどのターゲット論との関係では、裁判員制度こそが一番のターゲットである。裁判員制度がなかったら、国民にとって裁判所はますます関係のない存在となる。まずは裁判員制度を最大のターゲットにして、幅を広げる形で第2段目の広報活動をされたらどうか。
- :大阪府立図書館で1、2回、司書に法律相談らしき話をしている男性を見たことがある。リーフレットを配布するだけでなく、司書を対象に広報活動を行ってはどうか。別の点だが、刑事裁判の傍聴は学生などに勧めやすいが、民事裁判の場合は証人尋問を除いて内容が見えず勧めづらい。民事裁判に対する傍聴受け入れ体制はどうなっているのか。
- :裁判員制度実施前に大阪府立図書館で広報活動を行ったことがある。
- :刑事裁判のほうが分かりやすい面があることは否めない。民事裁判は、経済現象に個別性があって、少し聞いただけでは誰と誰が何について争っているのか分からないし、書面の陳述で終わることも多い。民事裁判の傍聴は工夫が難しい。
- :裁判所に問い合わせれば、いつどここの法廷で民事裁判の証人尋問があるのかなど教えてもらえるのか。
- :数週間先になると難しいが、直近の日程で証人尋問を行う予定の民事裁判など分かることは答えている。
- :大阪地裁では毎日どこかの法廷が開廷している。本館一階南側玄関ホール内にその日の開廷表が置いてあり、どここの法廷でどういう事件をしているかが分かるようになっている。
- :民事の法廷傍聴に関し、簡易裁判所の少額訴訟であれば一日で審理を終えることがあるので、比較的分かりやすいかもしれない。
- :裁判が傍聴できるようになっている元々の趣旨は、密室で変なことをしていないと国民に対してガラス張りにすることである。裁判傍聴を広報に利用するのは意

味合いが違う。裁判所は、元々の制度理念と国民への情報発信の要請との兼ね合い、傍聴をどう位置づけるかを悩んでいるのか、明確に理念として見えていないように思う。裁判所としての広報の理念をしっかりと確立させ、具体化されると議論しやすいのではないか。

：「法の日」週間行事を検察庁や弁護士会と一緒に開催しないのか。そうすれば、もっと敷居が低くなるのではないか。

：裁判所は民事手続説明会を行うが、弁護士会や検察庁もそれぞれ行事を行い、様々な行事を「法の日」週間行事としている。裁判員制度実施前には、裁判所と弁護士会と検察庁で一緒に模擬裁判を実施していた。

：裁判員制度が始まって2年経つが、またキャンペーンなどを行えば行うほど、だんだんと市民の理解が深まると思う。息の長い活動を行うと、最初は小さい反応もだんだん大きくなるのではないか。

：裁判所ウェブサイトに掲載されていた裁判官と裁判員との話し合いがなされている会の議事録は、裁判官の本音が出ていておもしろいと思った。裁判官はラーメンなど食べる人なのかと思っていたが、ああいったポジティブな面をもっと出すと、裁判官もやっぱり人間なんだなと実感できる。裁判員だけでなく、一緒に審理する裁判官側の意見が貴重なので、もっとうまく出していけたらいいと思う。あと、先ほどの発言の関連で、病院では総務診療部を設置しており、どこに行けばよいか分からない人に案内をしている。効率の問題はあるにしても、要は入り口が大事であるから、裁判所でも、入り口で分類してあげて、あなたはここに相談しなさいと言えないか。法律にふれない限りで優しさがあってもいいと思う。

：昔からの格言で「裁判官は弁明せず」というのがある。判決という結果に裁判官が言いたいことはすべて書いてあるはずで、判決以外で感想的なことも含めてあれこれいうのはおかしいという慣行がある。他の世界の人から見ると、なぜもっとしゃべらないのか、本音を言わないのかと思われるかもしれない。先ほどのご

指摘は裁判員と裁判官の意見交換会議事録のことであると思うが、大阪地裁でも既に意見交換会を2回実施している。ご指摘の相談窓口としては、法テラスがまさにそのために作られたといえる。

: 裁判所の立場で相談窓口の振り分けは難しいと思われる。以前の財団法人法律扶助協会から改組して出来た法テラスは、様々な活動を行っており、その一つとして相談の振り分け作業を行うコールセンターを持っている。法テラスは、全国どこからでも電話一本で、自分はこのような問題を抱えているがどこにいけばいいのかと問い合わせてきた相談者に対して、窓口の案内を行っている。無料であり、皆様におすすめできる機関である。

7 次回のテーマ

「裁判員制度」について